

作成年月日	令和3年1月18日
作成部局課	企画県民部企画財政局新行政課 企画県民部管理局管財課

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 「県民テレワークルーム」の開設

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言期間中\*の「出勤者数の7割削減」を目指し、県民のテレワークの一層の推進を支援するため、県の本庁、県民局・県民センター総合庁舎の計5か所に県民向けのテレワークルームを臨時的に開設する。

※令和3年1月14日（木）～2月7日（日）

### 2 概要

- (1) 設置庁舎 本庁舎別館、神戸県民センター新長田合同庁舎、  
阪神南県民センター尼崎総合庁舎、中播磨県民センター姫路総合庁舎、  
丹波県民局柏原総合庁舎 計5庁舎  
※各庁舎の会議室等を活用（詳細別紙）
- (2) 開設期間 1月19日（火）から2月5日（金）まで
- (3) 利用対象者 テレワークにより業務を行う兵庫県民の方
- (4) 利用時間 平日 午前9時から午後5時30分まで
- (5) 設備等 インターネット接続環境（有線）、作業机、椅子  
※各自でパソコン（有線での接続が可能なもの）等を準備すること  
※持参のモバイルWi-Fiルータの使用は可とする
- (6) 利用料 無料
- (7) 遵守事項 ① テレワークルーム利用当日に、各庁舎の利用申請窓口に設置する利用申請書に必要事項を記入の上、提出すること。  
② 利用の際には、庁舎入口に設置するサーモグラフィ機器で検温し、マスクの着用や手指の消毒を徹底すること。  
③ 利用時間は厳守の上、テレワーク業務を行う目的以外で使用しないこと。  
④ 室内での飲食は不可とする。  
⑤ 感染拡大防止のため、みだりにテレワークルーム以外のエリアに立ち入らないこと。  
⑥ 施設ごとの利用上の留意事項等は県HP上で掲示するので、事前に確認すること。

（問い合わせ先）

企画県民部企画財政局新行政課組織・事務改革班  
企画県民部管理局管財課管理班

TEL:078-362-4041  
TEL:078-362-3110

## 県民テレワークルーム開設場所

所在地	庁舎	開設場所	申請窓口	利用可能人数 ※
神戸市	本庁舎	別館1階 会議室	1号館 保安室 (1号館B1階)	8人
	神戸県民センター 新長田合同庁舎	7階 C会議室	県民交流室 総務防災課 (7階)	6人
尼崎市	阪神南県民センター 尼崎総合庁舎	別館2階 北会議室	県民交流室 総務防災課 (本館2階)	8人
姫路市	中播磨県民センター 姫路総合庁舎	別館1階 102会議室	県民交流室 総務防災課 (本館2階)	10人
丹波市	丹波県民局 柏原総合庁舎	職員福利センター2階 サークル室1	県民交流室 総務防災課 (本館2階)	6人
合計			—	38人

※2m以上の十分な間隔を確保した最大利用可能人数

# 各庁舎へのアクセス

## 【神戸市】

### ○兵庫県庁別館

(住所) 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

(TEL) 078-362-3110



第1号館への大きな上り階段横の階段を下り、すぐ左側のドアに入り、まっすぐ進んだ左側にあります。

### ○神戸県民センター 新長田合同庁舎

(住所) 神戸市長田区二葉町 5-1-32

(TEL) 078-647-9063



### 【尼崎市】

○阪神南県民センター 尼崎総合庁舎

(住所) 尼崎市東難波町 5-21-8

(TEL) 06-6481-8046



### 【姫路市】

○中播磨県民センター 姫路総合庁舎

(住所) 姫路市北条 1-98

(TEL) 079-281-9026



### 【丹波市】

○丹波県民局 柏原総合庁舎

(住所) 丹波市柏原町柏原 688

(TEL) : 0795-73-3714

